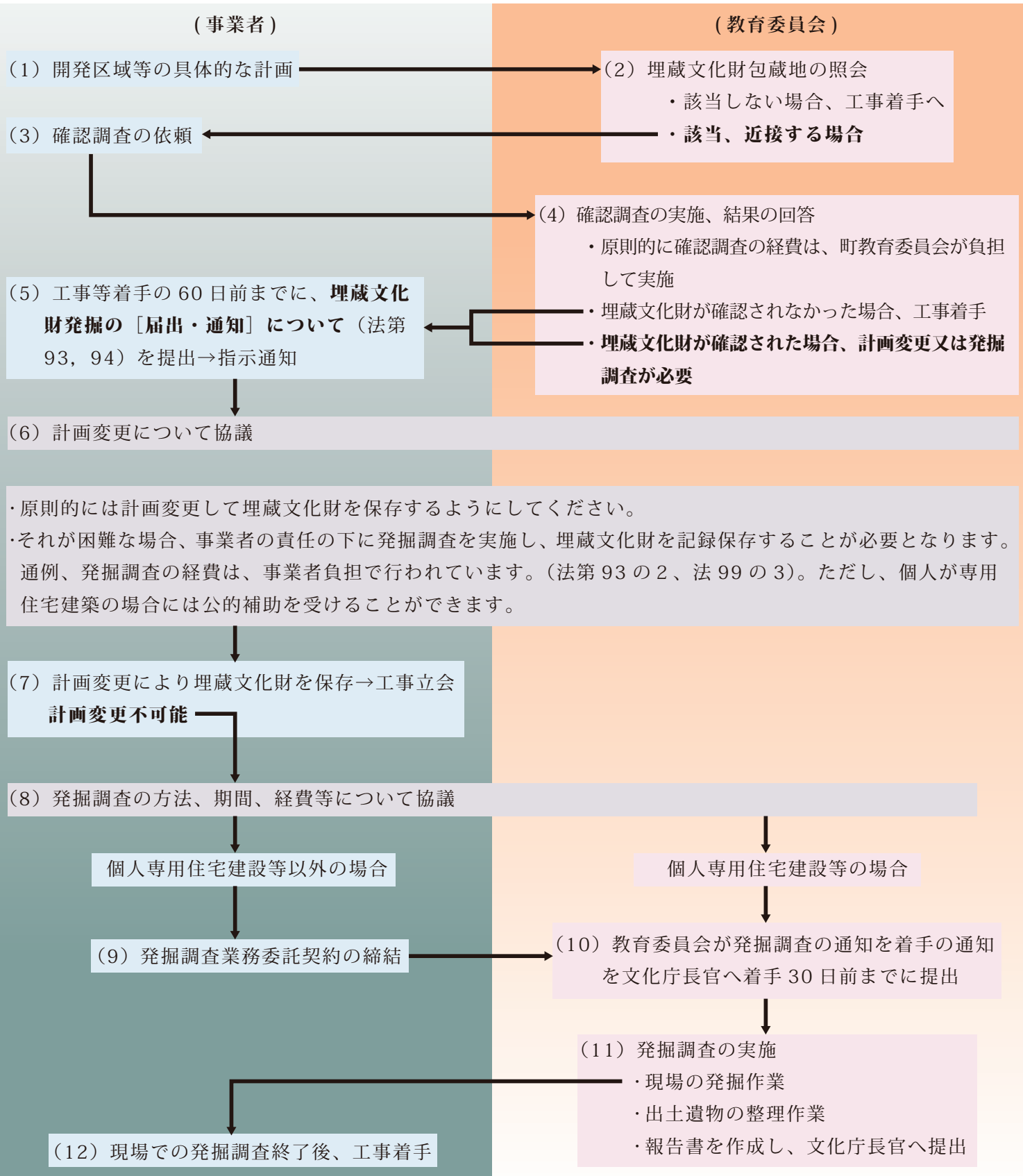


開発行為に伴う埋蔵文化財取り扱いの手続きと届出

文化財保護法の対象となるものは、①工事による掘削が埋蔵文化財に及ぶ場合、②恒久的な建築物、道路その他の工作物を設置する場合、③その他盛土又は一時的な工作物の設置等でそれが埋蔵文化財に影響を及ぼす恐れのある場合です。



工事予定地に埋蔵文化財が包蔵される可能性がある場合、埋蔵文化財の取り扱いに関する次の書類を提出してください。

- (1) 開発行為等に係る埋蔵文化財の有無について（照会）
- (2) 試掘・確認調査の同意書及び権利放棄書
- (3) 埋蔵文化財発掘の届出について
- (4) 委任状

※各書類の様式につきましては、町教育委員会社会教育課窓口で配布しているほか、杉戸町公式ホームページ（ホーム⇒各課のページ⇒社会教育課⇒各種申請書⇒埋蔵文化財の取り扱いについて）からもダウンロードできます。